諮問庁：法務大臣
諮問日：令和８年１月２１日（令和８年（行個）諮問第１９号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行個）答申第２００号）
事件名：本人に係る保有個人情報の不開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

「全部（審査請求人〔生年月日〇年〇月〇日〕の名前に係るもの全部）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７６条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和７年８月２７日付け〇〇管発第３３４１号により特定矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。

（１）審査請求書

全部（審査請求人〔生年月日〇年〇月〇日〕の名前に係るもの全部）不開示決定の取消し開示を求める。本人の名前で本人の個人情報に、含まれかかわることなので本人が、国の情報の開示を求める。

（略）

上記のことが、本人名なので本人にかかわっているので、調べて本人の、開示を求める。

（略）

保有個人情報開示請求書に形式上の不備（保有個人情報の名称及び保有矯正施設等、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項の記載がないこと）があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、当該期間を経過しても補正されなかったため。

この様に書いてあるが、令和７年８月２０日に審査請求人と特定個人Ａの補正回答書を郵送で送ってる。届いていないのですか。

（略）

しかし、本人の名前で本人の個人情報に含まれてかかわることなので、

本人の全部の開示を求める。

（２）意見書

理由説明書の文の「２－（２）（当審査会注：下記第３の２（３）を指す。）電話にて、矯正施設に入所歴がないため補正することができない旨回答したこと」の記述について書くと私本人は、入所歴が本当に無いです。

しかし、私の前科が、特定個人Ｂの〇犯と入れかわっている時が、法務省の個人情報開示請求窓口で見つかった時があるし、また、知らないうちに、勝手に前科、華族皇族親戚の家の格と大卒の学歴を確定しておかないと不変な情報にして欲しい。そうしておかないと不知のうちに突然盗まれてかわることが有るので常に調べられる様にして欲しい。裁判では、平成２●年頃他の人が開示し、訂正してるので、私本人に開示望む。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和７年８月４日受付保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）により、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、これを受けた処分庁が、本件開示請求書に形式上の不備（保有個人情報の名称及び保有矯正施設等、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項の記載がないこと）があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、当該期間を経過しても補正されなかったためとして、その全てを不開示とする決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

２　原処分に至るまでの経緯について

（１）審査請求人は、上記１のとおり本件開示請求を行った。

（２）処分庁は、令和７年８月６日付け求補正書（以下「本件求補正書」という。）をもって、審査請求人に対し、回答期限を同月２０日として、審査請求人が開示を求める保有個人情報を、特定するに足りる事項を記載するよう補正を求めた。

（３）審査請求人は、令和７年８月２０日、処分庁に対し、電話にて、矯正施設に入所歴がないため補正することができない旨回答したことから、処分庁窓口担当者は、審査請求人に対し、仮に、矯正施設に収容されている又は収容されていたことを前提として作成・取得される保有個人情報の開示を求める趣旨であれば、対象となる収容施設及び収容期間を明らかにするよう補正を求めた。

（４）審査請求人は、令和７年８月２２日受付回答書（以下「本件回答書」という。）をもって、審査請求人本人は、矯正施設に入所歴がない旨回

答した。

（５）処分庁は、上記（３）に係る求補正について、審査請求人から期限までに必要な情報の補正がなされなかったことから、令和７年８月２７日、原処分を行った。

３　原処分の妥当性について

（１）法７７条１項２号において、保有個人情報開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を記載しなければならない旨が、また、同条３項において、行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる旨がそれぞれ規定されている。

（２）本件開示請求書の記載内容は「全部（審査請求人〔生年月日〇年〇月〇日〕の名前に係るもの全部）」であるところ、同請求書に、処分庁が本件対象保有個人情報を特定するに足りる事項は記載されていない。

（３）また、処分庁が、本件求補正書をもって相当の期間を定めた上で、審査請求人に補正を求めたものの、審査請求人から必要な情報の補正がなされなかったことから、本件対象保有個人情報を特定することができないとして、原処分を行った手続に、違法又は不当な点は認められない。

４　以上のとおり、本件開示請求について、本件開示請求書に形式上の不備（保有個人情報の名称及び保有矯正施設等、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項の記載がないこと）があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、当該期間を経過しても補正されなかったためとして、これを不開示とした原処分は妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年１月２１日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年３月１２日　　審査請求人から意見書を収受
④　同年７月２４日　　審議
⑤　同年１０月２３日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、審査請求人に補正を求めたが、形式上の不備が補正されなかったことから、形式上の不備（開示請求に係る保有個人情報の特定が不十分）があるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性

について検討する。

２　原処分の妥当性について

（１）求補正の経緯について

ア　求補正の経緯について、諮問庁は、上記第３の２のとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

（ア）令和７年８月２０日、審査請求人から、処分庁窓口担当者に対し、本件求補正書の記載例は、矯正施設に収容されていたことが前提となっているが、矯正施設に入所歴がないので記載できない旨の電話連絡があったところ、一般に、矯正施設においては、被収容者に関する保有個人情報を取り扱っているが、入所歴がない者に関する個人の情報について作成又は取得することは基本的にはないので、矯正施設に入所歴がなければ、保有個人情報がない可能性がある旨を教示した。

（イ）上記（ア）の教示に対し、審査請求人は、他人が審査請求人の名前を使用して受刑している旨説明したため、入所していたことを前提に作成又は取得される保有個人情報の開示を求めるということであれば、入所していた施設及び入所期間を記載するよう求めたところ、審査請求人は了承した。

（ウ）しかしながら、審査請求人作成の本件回答書には、「審査請求人本人は、刑務所に入所していない。」と記載されており、本件対象保有個人情報を特定することが困難であったため、処分庁は、原処分を行った。

イ　当審査会において、諮問書に添付された本件求補正書、令和７年８月２０日の電話録取書及び本件回答書を確認したところ、上記アの諮問庁の説明におおむね符合するやり取りが記録されており、処分庁から審査請求人に対して、相当の期間を定めて本件開示請求内容の補正を求めたものの、本件回答書が提出されたのみである旨の上記ア及び上記第３の２の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

（２）以上を踏まえて、以下検討する。

ア　諮問庁が説明する求補正の経緯（上記（１）ア及び上記第３の２）に照らすと、本件開示請求に係る求補正が特段不十分であったとは認められないところ、本件開示請求書の「１　開示を請求する保有個人情報」欄には、「全部（審査請求人〔生年月日〇年〇月〇日〕の名前に係るもの全部）」との記載があるのみであり、法７７条１項２号が求めている、行政文書等の名称その他の本件対象保有個人情報を特定するに足りる事項の記載は認められないことから、同条３項に規定す

る形式上の不備があると認められる。

イ　そうすると、本件開示請求には開示請求に係る保有個人情報の不特定という形式上の不備があり、処分庁による求補正によっても、当該不備は補正されなかったと認められることから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由に原処分を行ったことは妥当である。

3　審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも趣旨が明らかではなく、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に保有個人情報の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美